

【表紙】

|            |                                            |
|------------|--------------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                      |
| 【提出先】      | 関東財務局長                                     |
| 【提出日】      | 平成24年 2 月10日                               |
| 【会社名】      | 株式会社トーカイ                                   |
| 【英訳名】      | TOKAI Corp.                                |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小野木 孝二                             |
| 【本店の所在の場所】 | 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地                           |
| 【電話番号】     | (058)263-5111                              |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員経理本部長 堀江 範人                            |
| 【最寄りの連絡場所】 | 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地                           |
| 【電話番号】     | (058)263-5111                              |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員経理本部長 堀江 範人                            |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br><br>( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) |

## 1 【提出理由】

当社は、平成24年2月10日開催の取締役会において、平成24年4月1日を効力発生日（予定）として、当社の完全子会社である株式会社トーカイ（所在地：香川県高松市、以下、「トーカイ(四国)」という。）が展開する介護用品レンタル事業（以下、「シルバー事業」という。）を会社分割により承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

## (1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|        |                                                        |
|--------|--------------------------------------------------------|
| 商号     | 株式会社トーカイ                                               |
| 本店の所在地 | 香川県高松市鶴市町2025番地3                                       |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 山田 豊                                           |
| 資本金の額  | 56百万円（平成23年3月31日現在）                                    |
| 純資産の額  | 10,693百万円（平成23年3月31日現在）                                |
| 総資産の額  | 13,198百万円（平成23年3月31日現在）                                |
| 事業の内容  | 病院リネンサプライや病院運営の周辺業務受託<br>宿泊施設などへの寝具類の貸与<br>福祉用具の貸与及び販売 |

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

| 決算期   | 平成21年3月期 | 平成22年3月期 | 平成23年3月期 |
|-------|----------|----------|----------|
| 売上高   | 9,458百万円 | 9,115百万円 | 9,705百万円 |
| 営業利益  | 1,115百万円 | 1,211百万円 | 1,407百万円 |
| 経常利益  | 1,232百万円 | 1,422百万円 | 1,601百万円 |
| 当期純利益 | 464百万円   | 841百万円   | 944百万円   |

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

| 大株主の名称   | 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 |
|----------|------------------------|
| 株式会社トーカイ | 100%                   |

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 資本関係 | トーカイ(四国)は当社の100%出資の子会社であります。                                                 |
| 人的関係 | 当社の取締役2名及び従業員1名がトーカイ(四国)の取締役を兼任しております。<br>また、当社の監査役1名がトーカイ(四国)の監査役を兼務しております。 |
| 取引関係 | 当社とトーカイ(四国)の間では、商品の販売及び資金の借入等を行っております。                                       |

(2) 当該吸収分割の目的

当社では関東、中部、関西及び九州北部を営業エリアに36拠点を設置し、シルバー事業を展開しております。一方、トーカイ(四国)でも、四国全域、兵庫県南部および岡山県を営業エリアに15拠点を設置し、シルバー事業を展開しております。この度、当社とトーカイ(四国)のシルバー事業を統合し、同一事業の組織を一本化することにより、企業グループの経営資源の集中と、組織運営の強化・効率化を図ることが、全国展開するシルバー事業の事業推進力の一層の向上に寄与するものと考え、本会社分割(吸収分割)を実施することといたしました。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

会社分割の方法

当社の完全子会社であるトーカイ(四国)を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割であります。

吸収分割に係る割当ての内容

当社は、トーカイ(四国)の発行済株式の全部を保有しているため、本会社分割に際して株式その他の金銭等の割当及び交付は行いません。

その他の吸収分割契約の内容

当社とトーカイ(四国)が平成24年2月10日に締結した吸収分割契約の内容は後記の「吸収分割契約書」のとおりであります。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|        |                                                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 商号     | 株式会社トーカイ                                                                           |
| 本店の所在地 | 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地                                                                   |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 小野木 孝二                                                                     |
| 資本金の額  | 8,108百万円                                                                           |
| 純資産の額  | 未定                                                                                 |
| 総資産の額  | 未定                                                                                 |
| 事業の内容  | 病院リネンサプライや病院運営の周辺業務受託<br>宿泊施設などへの寝具類の貸与<br>福祉用具の貸与及び販売<br>リースキンブランドの環境美化用品の貸与及び販売等 |

以上

## 吸収分割契約書

株式会社トーカイ（香川県高松市鶴市町２０２５番地３、以下「甲」という）および株式会社トーカイ（岐阜県岐阜市若宮町九丁目１６番地、以下「乙」という）は、第１条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第１条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第５条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲のシルバー事業（以下「本件対象事業」という）に関して有する第２条第１項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第２条（承継する権利義務）

- １ 甲は、平成２３年３月３１日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、別紙承継権利義務明細書記載の本件対象事業に関する資産、債務その他の権利義務を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- ２ 甲と乙は、本件対象事業に関する雇用契約を、甲から乙に移転しないで、本件対象事業に従事する従業員を、甲に在籍のまま出向させるものとし、対象とする従業員およびその取り扱いについて、甲乙間の出向に関する覚書記載のとおりとする。
- ３ 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

### 第３条（分割対価の交付）

乙は本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

### 第４条（乙の資本金および準備金）

乙は、本件会社分割により資本金および準備金の額を増加しない。

### 第５条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という）は、平成２４年４月１日とする。

### 第６条（分割承認決議等）

甲は、会社法第７８４条第１項の規定により、乙は、会社法第７９６条第３項の規定により、両者とも、その株主総会において本契約の承認を得ないものとする。

### 第７条（会社財産の管理等）

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行および財産の管理をし、また乙は善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理をするものとし、それぞれ本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両者協議の上、合意によりこれを実行するものとする。

#### 第8条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業または本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲および乙は協議のうえ、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

#### 第9条（本契約の解除）

- 1 本契約締結から効力発生日の前日の終了時点において、会社法第796条第4項の規定により、本分割に関して乙の株主総会による承認が必要となった場合には、本分割契約は何らの手続も要せずして失効する。
- 2 平成24年4月1日までに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、甲または乙は相手方に通知して本契約を解除できる。なお、本条に基づく本契約の失効後の対応については、甲および乙が、誠実に別途協議する。

#### 第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、乙が本書を、甲はその写しを、それぞれ保有する。

平成24年2月10日

甲 香川県高松市鶴市町2025番地3  
株式会社トーカイ  
代表取締役 山田 豊

乙 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地  
株式会社トーカイ  
代表取締役 小野木 孝二

(別紙)

## 承継権利義務明細書

乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は以下のとおりとする。

なお、対象資産及び負債の評価については、平成23年3月31日現在の甲の貸借対照表の計算を基礎とし、これに本件会社分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

### 1. 承継する資産、負債

#### (1) 流動資産

- ・ 本件対象事業のみに関して保有する流動資産。ただし、受取手形を除く。
- ・ 甲の乙に対する貸付金のうち、甲乙の覚書により定める金額。

#### (2) 固定資産

- ・ 本件対象事業のみに関して保有する固定資産。
- ・ 本件対象事業のみに関して保有する投資その他資産。

#### (3) その他の資産

- ・ 本件対象事業のみに関して保有する貸与用福祉用具。

#### (4) 流動負債

- ・ 本件対象事業のみに関して保有する前受金。

### 2. 雇用契約等

本件対象事業に主として従事する甲の従業員を甲に在籍させたまま乙に出向させて、以降、乙において本件対象事業に従事させるものとする。

### 3. 承継するその他の権利義務等

#### (1) 雇用契約以外の契約

本件対象事業に関する売買契約、業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した権利義務。

#### (2) 知的財産

本件対象事業に関する知的財産権。

#### (3) 許認可等

本件対象事業に関し承継可能な許認可等。

以上